

教育委員会定例会日程

令和6年(2024年)3月26日

1 開 会

2 前回議事録の承認

3 議事録署名委員の決定

4 議事

日程第1

議案第6号

新しい学校づくり検討委員会委員の委嘱について (教育総務課)

日程第2

議案第7号

小田原市学校運営協議会の設置等に関する規則の一部改正について
(教育総務課)

日程第3

議案第8号

小田原市教育委員会職員職名規則の一部改正について (教育総務課・教育指導課)

5 報告事項

(1) 小田原市高等学校等奨学金支給規則の一部改正について (資料1 教育指導課)

(2) 下中幼稚園の移転について【非公開】 (資料2 教育総務課)

6 閉 会

議案第 6 号

小田原市新しい学校づくり検討委員会委員の委嘱について

小田原市新しい学校づくり検討委員会委員の委嘱について、議決を求める。

令和 6 年 3 月 26 日提出

小田原市教育委員会

教育長 柳 下 正 祐

小田原市新しい学校づくり検討委員会 委員名簿（案）

任 期 令和6年（2024年）4月1日～令和8年（2026年）3月31日

選出区分	氏 名	備 考	新・再
学識経験者	内 山 絵美子	小田原短期大学保育学科 専任講師	再任
学識経験者	遠 藤 新	工学院大学建築学部 教授	再任
学識経験者	久 田 由 佳	株式会社 llinno 代表	新任
学識経験者	柳 澤 要	千葉大学大学院工学研究院 教授	再任
住民組織の役員	木 村 秀 昭	小田原市自治会総連合 会長	再任
児童及び生徒の保護者等を代表する者	中 谷 彰 吾	小田原市PTA連絡協議会 小学校部会長	新任
市立小学校の校長	浜 口 勝 己	小田原市立国府津小学校 校長	再任
市立中学校の校長	村 上 晃 一	小田原市立白山中学校 校長	再任
公募市民	木 村 元 彦		再任
公募市民	山 本 加 世		再任

【臨時委員】

任 期 委嘱の日から委員会の調査審議事項の調査審議が終了した日まで

選出区分	氏 名	備 考
学識経験者	竹 内 昌 義	東北芸術工科大学デザイン工学部 教授

※敬称略。

議案第 7 号

小田原市学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則について

小田原市学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則について、議決を求める。

令和 6 年 3 月 2 6 日提出

小田原市教育委員会

教育長 柳 下 正 祐

小田原市学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則

小田原市学校運営協議会の設置等に関する規則（平成27年小田原市教育委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

別表小田原市立城山中学校の項の次に次のように加える。

小田原市立白鷗中学校	白鷗中学校学校運営協議会
------------	--------------

別表小田原市立鴨宮中学校の項の次に次のように加える。

小田原市立千代中学校	千代中学校学校運営協議会
------------	--------------

別表小田原市立酒匂中学校の項の次に次のように加える。

小田原市立泉中学校	泉中学校学校運営協議会
小田原市立橘中学校	橘中学校学校運営協議会

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

小田原市学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則

[改正理由]

小田原市立白鷗中学校ほか3校の市立中学校に学校運営協議会を設置するため改正する。

[内 容]

学校運営協議会を次のように設置することとする。(別表関係)

学 校 名	協 議 会 の 名 称
小田原市立白鷗中学校	白鷗中学校学校運営協議会
小田原市立千代中学校	千代中学校学校運営協議会
小田原市立泉中学校	泉中学校学校運営協議会
小田原市立橘中学校	橘中学校学校運営協議会

[適 用]

令和 6 年 4 月 1 日

小田原市学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則 新旧対照条文

○小田原市学校運営協議会の設置等に関する規則（平成27年小田原市教育委員会規則第14号）
（抄）

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
学校名	協議会の名称	学校名	協議会の名称
(略)		(略)	
小田原市立城山中学校	城山中学校学校運営協議会	小田原市立城山中学校	城山中学校学校運営協議会
小田原市立白鷗中学校	白鷗中学校学校運営協議会	小田原市立白山中学校	白山中学校学校運営協議会
小田原市立白山中学校	白山中学校学校運営協議会	(略)	
(略)		小田原市立鴨宮中学校	鴨宮中学校学校運営協議会
小田原市立鴨宮中学校	鴨宮中学校学校運営協議会	小田原市立酒匂中学校	酒匂中学校学校運営協議会
小田原市立千代中学校	千代中学校学校運営協議会	小田原市立城北中学校	城北中学校学校運営協議会
小田原市立酒匂中学校	酒匂中学校学校運営協議会	(略)	
小田原市立泉中学校	泉中学校学校運営協議会		
小田原市立橘中学校	橘中学校学校運営協議会		

小田原市立城北中学
校

城北中学校学校運営
協議会

(略)



設置依頼書

令和5年(2023年)12月8日

小田原市教育委員会 様

学校名 小田原市立白鷗中学校
校長名 綾部 敏信



小田原市学校運営協議会設置について(依頼)

小田原市立白鷗中学校は、小田原市学校運営協議会を次のとおり設置したいことから、設置について依頼します。

1 学校運営協議会設置のねらい

- ・保護者や地域住民が一定の権限と責任をもって学校運営に参画することで、学校運営にそのニーズを反映させ、学校・家庭・地域社会が一体となった教育の実現に取り組む。
- ・地域の人材や資源を活用した特色ある学校づくりを進めることで、地域の活性化を図る。

2 保護者、地域住民等が学校運営や学校教育活動に参画し、支援する仕組み(又は仕組みづくりの構想)

- ・地域のニーズを把握し、積極的に活かすことで地域と一体となった学校運営に取り組む。
- ・地域の人材や資源を積極的に活用し、地域と一体となった教育環境の整備を推進することで家庭・地域に学校運営への参画を促す。
- ・学校評価や授業評価を活用して課題を把握し、改善点を検討する。



設置依頼書

令和6年(2024年)1月5日

小田原市教育委員会 様

学校名 小田原市立千代中学校

校長名 中村 栄江



小田原市学校運営協議会設置について(依頼)

小田原市立千代中学校は、小田原市学校運営協議会を次のとおり設置したいことから、設置について依頼します。

1 学校運営協議会設置のねらい

- ・保護者や地域住民が、一定の権限をもって学校運営に参画することにより、学校・家庭・地域社会が一体となってより良い教育を実現する。
- ・地域全体の活性化を図るとともに、地域の教育資源や人材活用を通して、特色ある学校づくりを進める。

2 保護者、地域住民等が学校運営や学校教育活動に参画し、支援する仕組み(又は仕組みづくりの構想)

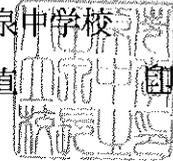
- ・学校運営協議会において承認された学校の運営方針や教育目標の実現のために、学校や地域、生徒が抱える課題や改善点を協議する。
- ・スクールボランティアや地域人材を積極的に活用し、地域との協働を図りながら教育効果の促進に努める。



令和6年(2024年)1月31日

小田原市教育委員会 様

学校名 小田原市立泉中学校
校長名 小田中 大直



小田原市学校運営協議会設置について(依頼)

小田原市立泉中学校は、小田原市学校運営協議会を次のとおり設置したいことから、設置について依頼します。

- 1 学校運営協議会設置のねらい
 - (1) 保護者や地域住民が一定の権限と責任をもって学校運営に参画することで、そのニーズに迅速かつ的確に学校運営に反映させるとともに、学校・家庭・地域社会が一体となってよりよい教育の実現に取り組む。
 - (2) 地域の人材を活用し、地域の創意工夫を活かした特色ある学校づくりを進める。
- 2 保護者、地域住民等が学校運営や学校教育活動に参画し、支援する仕組み(又は仕組みづくりの構想)
 - (1) 地域のニーズを把握し積極的に活かすことで、地域と一体となった学校運営を行う。
 - (2) 地域の人材を積極的に活用し、スクールボランティアの活性化をはじめ地域と一体となった教育活動や環境整備を推進することで参画意欲高揚を図る。
 - (3) 学校評価を活用して課題を把握し、改善点を協議する。



令和5年(2023年)12月6日

小田原市教育委員会 様

学校名 小田原市立橋中学校
校長名 磯辺 和彦



小田原市学校運営協議会設置について(依頼)

小田原市立橋中学校は、小田原市学校運営協議会を次のとおり設置したいことから、設置について依頼します。

1 学校運営協議会設置のねらい

ア 社会や学校を取り巻く環境が複雑かつ多様化している中で、子どもに関する課題を解決し、子どもの豊かな成長を実現するために、学校と地域が連携・協働する。

イ 保護者や地域住民が一定の権限と責任を持って参画することにより、学校・家庭・地域の三者が次世代を担う子どもに適した特色ある学校づくりの環境を整備する。

2 保護者、地域住民等が学校運営や学校教育活動に参画し、支援する仕組み(又は仕組みづくりの構想)

ア 学校教育目標の実現に向けて学校や生徒が抱える課題や改善点を協議する。必要に応じて課題の解決に必要な分掌を担当する教職員も熟議に参加し、具体的な対応を検討する。

イ スクールボランティアや地域の人材を積極的に活用し、地域総ぐるみで子どもを育てる持続可能な当事者意識を構築する。

議案第 8 号

小田原市教育委員会職員職名規則の一部を改正する規則について
小田原市教育委員会職員職名規則の一部を改正する規則について、議決を求める。

令和 6 年 3 月 26 日提出

小田原市教育委員会
教育長 柳 下 正 祐

小田原市教育委員会職員職名規則の一部を改正する規則

小田原市教育委員会職員職名規則（昭和36年小田原市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表第4中

技能職	整備員	技能職員	を
	調理師		
業務職	用務員	業務職員	
	作業員		
	給食調理員		

技能職	整備員	技能職員	に
業務職	用務員	業務職員	
	作業員		

改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

（小田原市立学校組織規則の一部改正）

2 小田原市立学校組織規則（昭和30年小田原市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第14号を削り、第15号を第14号とする。

小田原市教育委員会職員職名規則の一部を改正する規則

[改正理由]

調理師及び給食調理員の職を廃止するため改正する。

[内 容]

1 調理師及び給食調理員の職の廃止（別表第4関係）

調理師及び給食調理員の職を廃止することとする。

2 小田原市立学校組織規則の一部改正（附則第2項関係）

市立学校に置く職員を定める規定について、給食調理員を削除することとする。

（第2条関係）

[適 用]

令和 6 年 4 月 1 日

小田原市教育委員会職員職名規則の一部を改正する規則 新旧対照条文

○小田原市教育委員会職員職名規則（昭和36年小田原市教育委員会規則第1号）（抄）（本則関係）

改正後			改正前		
別表第4 （第5条関係）			別表第4 （第5条関係）		
区分	職名	職に充てる職員	区分	職名	職に充てる職員
(略)			(略)		
技能職	整備員	技能職員	技能職	整備員	技能職員
	用務員			調理師	
業務職	作業員	業務職員	業務職	用務員	業務職員
				作業員	
				給食調理員	

○小田原市立学校組織規則（昭和30年小田原市教育委員会規則第2号）（抄）（附則関係）

改正後	改正前
(職員)	(職員)
第2条 市立小学校に、次に掲げる職員を置く。	第2条 市立小学校に、次に掲げる職員を置く。
(1)～(13) (略)	(1)～(13) (略)
<u>(14)</u> (略)	<u>(14)</u> <u>給食調理員</u>
2 (略)	<u>(15)</u> (略)
	2 (略)

小田原市高等学校等奨学金支給規則の一部を改正する規則

小田原市高等学校等奨学金支給規則（平成 23 年小田原市規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 号を次のように改める。

(4) 学習意欲があり、学力の向上が期待できること。

様式第 2 号を次のように改める。

様式第2号（第4条関係）

<p>推薦書</p>	
<p>年 月 日</p>	
<p>小田原市長 様</p>	
<p>学校長 印</p>	
<p>次の生徒は、学習意欲があり、学力の向上が期待できるので、奨学生に推薦します。</p>	
<p>住 所</p>	
<p>氏 名</p>	
<p>学校長の意見</p>	
<p>その他必要事項</p>	

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

小田原市高等学校等奨学金支給規則の一部を改正する規則

[改正理由]

小田原市高等学校等奨学金の受給資格を変更するため改正する。

[内 容]

小田原市高等学校等奨学金の受給資格のうち、学業成績等に関する要件を次のように変更することとする。（第2条及び様式第2号関係）

改 正 後	改 正 前
学習意欲があり、学力の向上が期待できること。	品行方正であり、かつ、学業成績が優良であること。

[適 用]

令和 6 年 4 月 1 日

小田原市高等学校等奨学金支給規則の一部を改正する規則 新旧対照条文

○小田原市高等学校等奨学金支給規則（平成23年小田原市規則第6号）（抄）

改正後	改正前
<p>(奨学金の受給資格)</p> <p>第2条 奨学金の支給を受けることができる者は、次に掲げる要件を満たすものとする。</p> <p>(1)・(2)・(3) (略)</p> <p><u>(4) 学習意欲があり、学力の向上が期待できること。</u></p>	<p>(奨学金の受給資格)</p> <p>第2条 奨学金の支給を受けることができる者は、次に掲げる要件を満たすものとする。</p> <p>(1)・(2)・(3) (略)</p> <p><u>(4) 品行方正であり、かつ、学業成績が優良であること。</u></p>

改正後

様式第2号 (第4条関係)

推薦書

年 月 日

小田原市長 様

学校長 印

次の生徒は、学習意欲があり、学力の向上が期待できるので、奨学生に推薦します。

住 所

氏 名

学校長の意見

その他必要事項

改 正 前

様式第2号 (第4条関係)

推薦書								
						年 月 日		
小田原市長 様						学 校 長 ㊦		
次の者は、品行方正で、学業成績が優良であり、奨学生として適当であると認められるので、推薦します。								
氏名及び性別								男 ・ 女
学 校 名								
各 教 科 の 評 定				出 欠 の 記 録				
学年 区分	1	2	3	学年 区分	1	2	3	
				出席すべき日数				
				欠 席 日 数	事 故			
					病 気			
				遅 刻				
				早 退				
				備 考				
その他必要事項								

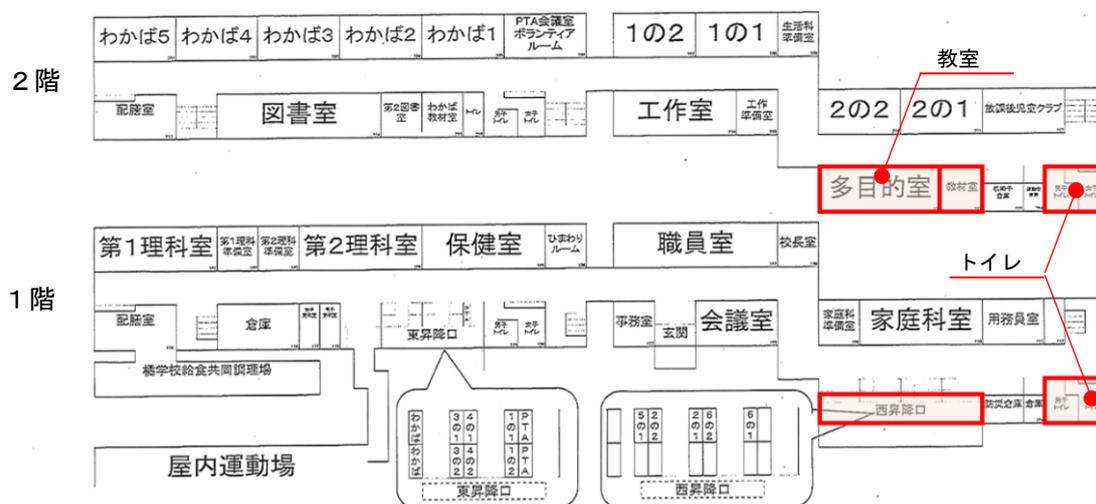
下中幼稚園の移転について

1 目的

下中幼稚園敷地を計画地とする橘地域認定こども園の整備に伴い、隣接する下中
小学校に下中幼稚園を移転し、令和6年(2024年)9月から令和8年度(2026年度)に
認定こども園が開設するまでの間、幼稚園を運営するため、下中小学校2階の多目
的室を教室に改修する。これにあわせ、下中幼稚園の不用品等撤去、園庭整備のほ
か教育環境を整備する。

2 事業概要

- ・ 2階多目的教室を幼稚園の教室に、2階教材室を幼稚園の職員室に改修
- ・ 1階・2階トイレの洋式化改修
- ・ 1階昇降口及び幼稚園の職員室にインターホン新設
- ・ 仮設園庭整備、教室環境の整備、WEB回線等設置
- ・ 下中幼稚園の不用品撤去、倉庫・遊具移設等



3 スケジュール

令和6年度夏季休業中に工事を実施するとともに引越作業を行い、9月から移転
後の幼稚園運営を開始する。

4 小田原市立学校条例の一部改正

下中幼稚園の位置を定めている小田原市立学校条例の一部を改正するため、パブ
リックコメント(市民意見募集)を、令和6年4月1日(月)から同月30日(火)
までの期間で実施する。

市民意見募集資料

小田原市立学校条例の一部改正について

1 改正の背景

現在の下中幼稚園の敷地内に橘地域認定こども園を整備するに当たり、令和8年度（2026年度）に橘地域認定こども園が開設されるまでの間、隣接する下中小学校に下中幼稚園を移転し幼稚園を運営するため、小田原市立学校条例の一部を改正するものです。

2 改正する条例

小田原市立学校条例

3 改正の内容

下中幼稚園の位置を次のとおり変更することとする。

改正後	改正前
小田原市小船 178 番地（下中小学校内）	小田原市小船 174 番地の 1

4 条例の施行日（予定）

令和 6 年 9 月 1 日

5 パブリックコメント（市民意見募集）の実施

意見募集期間 令和6年4月1日（月）から同月30日（火）まで